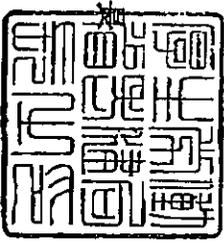


老発 0317 第 1 号
平成 23 年 3 月 17 日

各都道府県知事殿

厚生労働省老健局



特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号）」が、別添 1 のとおり、平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）」（以下「法」という。）（別添 2 参照）の規定の一部が、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第 2 条第 1 項の特定非常災害に平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成 23 年 8 月 31 日とする措置を指定する件（平成 23 年厚生労働省告示第 56 号）」（以下「告示」という。）が、別添 3 のとおり、平成 23 年 3 月 17 日付けで公布され、同日から適用さ

れた。

この告示は、平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内において、介護保険法第41条第1項本文の規定に基づき指定居宅サービス事業者の指定等について、有効期間等を延長し、その満了日を平成23年8月31日とするものである。

これらに伴う介護保険に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

1 告示により有効期間等の満了日を延長した許可等のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づきものは、次のとおりである。

- ① 指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第41条第1項本文）
- ② 指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第42条の2第1項本文）
- ③ 指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第46条第1項）
- ④ 指定介護老人福祉施設の指定（第48条第1項第1号）
- ⑤ 指定介護療養型医療施設の指定（第48条第1項第3号）
- ⑥ 指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第53条第1項本文）
- ⑦ 指定地域密着型予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第54条の2第1項本文）
- ⑧ 指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るもの

に限る。) (第58条第1項)

⑨ 介護支援専門員の登録 (第69条の2第1項)

⑩ 介護老人保健施設の許可 (特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)
(第94条第1項)

2 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であつて、理由を記した書面によりその特定権利利益 (法第3条第1項参照) に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる (法第3条第3項)。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

法令に基づき平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときは、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任 (過料に係るものを含む。) は問われない (法第4条第2項)。

別添 1-1

平成 23 年 3 月 13 日
内閣府 (防災担当)
総務省
法務省

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害
及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令の趣旨

○ 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」
は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長
等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの
措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害 (特定非常災害)
について適用されるもの。

○ 今回の平成 23 年東北地方太平洋沖地震においては

- ・ 死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であったことに加え
- ・ 避難者数が膨大であり、その後も余震が続いたことなどから、多くの住民が避難
生活を継続している状況にある。

○ このように大規模な非常災害である「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災
害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延
長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令の概要

- (1) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。(法
第 2 条)
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。

① 行政上の権利利益の満了日の延長 (運転免許証の有効期限の延長等)

特定非常災害の被害者が、自動車運転の免許のような有効期限のついた許可可
等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があ

ることを考慮して、許認可等に係る有効期限を一定程度（平成23年8月31日までの範囲）延長することができること。（法第3条）

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責

履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても一定期限まで（平成23年6月30日まで）に履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問わないとすること。（法第4条）

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成25年3月10日まで）破産手続開始の決定をすることができないこと。（法第5条）

平成二十三年三月十五日
厚生労働省 老健局 介護保険課 可

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非営業者及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一）

本書で公布された法令のあらまし

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非営業者及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一九号）（内閣府本府）
- 2 当該特定非営業者に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
 老練特定非営業者として指定することとした。
 当該特定非営業者に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。
 の決定の特例に関する措置
 旧 債権超過を理由とする法人の破産手続開始に関する措置
 旧 期限内に履行されなかった債務に係る免責に関する措置
 旧 債権上の権利者に係る同一日の遅延期間に関する措置

政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非営業者及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十日

内閣総理大臣 菅 義 人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非営業者及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非営業者の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律（平成八年法律第八十五号）第二條第一項及び第二項前段、第三條第二項、第四條第一項並びに第五條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非営業者の指定）

第一條 特定非営業者の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律（以下「法」といふ。）第三條第一項の特定非営業者として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十日を同項の特定非営業者発生日として定める。

（特定非営業者に対し適用すべき措置の指定）

第二條 加条の特定非営業者に対し適用すべき措置として法第三條から第五條までに規定する措置を指定する。

第三條 第一條の特定非営業者についての法第三條第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

（免責期間）

第四條 第一條の特定非営業者についての法第四條第一項の政令で定める特定債務の不履行についての免責に係る期間は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第五條第一項の政令で定める目）

第五條 第一條の特定非営業者についての法第五條第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 義 人
 総務大臣 片山 禮博
 法務大臣 江田 五月

別添2

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づき行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含み。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。

- 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- (債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)
- 第五條 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなつた法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。
2. 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。
- 3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

